

令和4年6月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年6月30日（木）午後1時32分から午後2時40分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 22人

3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
6番	久保 節夫	7番	太田 辰男
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	橋本 実嗣
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
22番	三村 晴夫	23番	二村 喜子
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 4人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
5番	中川 敦	24番	上條信太郎

5 出席推進委員 4人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推5番	松田 和久	推12番	堀内 俊男

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第48号～第53号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第54号～第56号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第57号～第59号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第60号～第70号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第71号、第72号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和4年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主任	藤井 勇太
		//	主事	保科 黄
		//	事務員	田中 瑞恵
	農政課		主事	寺沢真由紀
		//	主事	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 22番 三村 晴夫 委員

25番 林 昌美 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第48号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、議案第49号についても、本日、中條委員欠席しておりますので、併せて上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備をお願いいたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今月の新規就農者のご説明をさせていただきます。

別冊資料、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は、法人が1団体、個人が1名です。

1番、株式会社〇〇〇さん、法人所在地は東筑摩郡生坂村、農地所在地は今井地区、2筆、29.7アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を伴う農業で、栽培予定はシャインマスカットと伺っております。〇〇〇さんの出荷先は、道の駅、量販店、またインターネット販売に加えて、ふる

さと納税の返礼品にされるということです。販売量は40トン、また販売額は5,400万円を見込んでいらっしゃいます。今回借り入れた農地での農業従事者は今井地区在住の1名で、この方は貸手のご家族の方です。通勤は1キロ、自動車で3分かかるとのことです。議案13ページの下段、5番に該当いたします。署名は今井地区、田中農業委員と田中推進委員にいただいております。

続けて、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在ともに波田地区、1筆、16.1アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は長芋と伺っております。農業従事者はご本人と配偶者の2名です。出荷先はJA及び個人販売を予定されていまして、販売量は15トン、販売額は370万円を見込んでいらっしゃいます。個人の農家の下、3年間スイカと長芋の栽培を経験されました。通勤距離は5キロ、自動車で15分とのこと。議案は27ページ、66番に該当いたします。署名は波田地区、塩原農業委員、中澤推進委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、今井の案件、株式会社〇〇〇〇さんの関係をご説明しますが、この法人、それぞれホームページも持っておられまして、先日、この社長さんと今井でブドウに取り組む〇〇さんがお二人そろって見えまして、それぞれ農家さんの経営、また〇〇さんの役割というのをつぶさにお聞きしました。そのときに、いろいろ農業経営改善計画、県で出します承認書とか基礎資料もお持ちいただいた中で、現場、今井である〇〇〇〇さんの覚悟を聞きまして、適当であり、頑張ってもらいたいという旨伝えて、了解いただいたのが現状であります。

それでは、〇〇さんについて、じゃ塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんにつきましては、お父さんが〇〇〇〇さんという方で、その方はスイカをメインでやっております、すいか村のほうに出荷をしている方です。それで、その〇〇〇〇さんのお父さんは〇〇〇〇さんという方で、その方が長芋とスイカをもう30年ぐらいやっております、〇〇〇〇さんの娘さんの婿さんが〇〇さんであります。それで、そのご家族の中で勉強しながら、将来的に長芋のほうをおじいさんのほうから引き継ぐということでもありますので、ぜひスイカのほうもやってもらったり、長芋もやって、後継していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 農政課、寺沢と申します。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。
合計欄のみ申し上げますので、27ページをご覧ください。
それでは、読み上げます。

一般、筆数369筆、貸付け186人、借入れ55人、面積60万2,394.03平米。

所有権の移転、筆数7筆、貸付け2人、借入れ4人、面積1万219平米。
第18条2項6号関係、筆数7筆、貸付け5人、借入れ3人、面積2万146平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数195筆、貸付け105人、借入れ1人、面積30万6,070.82平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数188筆、貸付け1人、借入れ68人、面積29万4,053.82平米。

合計、筆数766筆、貸付け299人、借入れ131人、面積123万2,883.67平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数505筆、面積77万7,649平米、集積率は84.846%です。

議案第48号は以上になります。

続きまして、議案第49号です。

28ページをご覧ください。

合計欄のみ申し上げます。

合計、筆数3筆、貸付け2人、借入れ1人、面積5,278平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第49号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをいただきます。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第48号及び49号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢(農政課)主事 議案第50号です。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,445平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第50号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第50号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員には
退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢(農政課)主事 議案第51号です。
29ページをご覧ください。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,500平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第51号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第51号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第52号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢(農政課)主事 議案第52号です。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,080平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第52号は以上になります。

議長 委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第52号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室を許可いたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いします。
寺沢主事。

寺沢(農政課)主事 議案第53号です。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積937平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第53号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しましてご質問、意見等ある方はお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第53号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 それでは、議案第54号から56号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。
議案書の1ページをご覧ください。

議案第54号は、農業経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。

議案番号第55号は、農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。

議案番号第56号は、農業経営規模拡大のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。

以上3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

地元の委員の方から意見を頂戴いたします。

54号から順に意見を頂戴いたします。

議案番号54、寿でありますので、河西委員、お願いします。

河西農業委員

〇〇さんは、地元でもしっかり農業をやっている方ですので、問題ないと思います。

議 長

それでは、議案番号55、入山辺でありますので、武井委員、お願いします。

武井農業委員

譲渡人ですが、相続で農地を取得したんですけれども、高齢で管理ができないということで、隣接地で耕作している同じく〇〇さんという家の方なんですけれども、贈与で所有権を移転するものです。譲受人は自作地と一体化して野菜を造るということでございますので、農地保全の観点からも問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議案番号56、中條委員ですが、体調が優れないということで、本日、欠席ですので、事務局の藤井さん、お願いします。

藤井主任

中條委員からご意見をいただいておりますので、発表させていただきます。

農地の場所ですが、洞のセブンイレブンから北東に上がったところにある農地で、現在きれいに管理をされているとのこと。現在の所有者の〇〇〇〇さんと譲り受ける〇〇〇〇さんは、もともと同じ〇〇〇家で、今回受ける〇さんが本家で、〇〇さんが分家で、出た方という形で、その昔に農地を分けたものを本家に戻すという形の3条の贈与の申請ということなので、特に問題ないという形でご意見伺っております。よろしくお願いいたします。

します。

議長 それでは、全体を通しまして質疑を行います。意見、質問等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、3件について、一括して集約いたします。

委員の皆様には伺いますが、議案第54号から56号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案57号から59号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件及び関連がありますので、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。

それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第57号と、関連がありますので、3ページ、議案第66号について説明いたします。転用目的は農家住宅の離れです。

議案第58号、転用目的は住宅敷地の通路です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第59号、転用目的は農家住宅です。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議長 それでは、地元の委員の方の意見を順次お願いいたします。

まず、57号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 この案件につきましては、申請人、〇〇〇〇さんが祖父で、そののちを孫の住宅を建てるため、農家住宅、離れということで、申請をするものであります。自宅のすぐ北側になりますので、その隣に農地ありますけれども、南側になるので、農業に対する影響は全くないというように考えますので、許可をお願いしたいというように思います。

議長 ありがとうございました。

66号を含めてということで良いですか。

矢嶋農業委員 はい、含みます。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 写真の上のほう、住宅らしきものが見えるんですが、この住宅に隣り合った農地、これをおじいさんとの共有の住宅にというようなことです。今、話がありましたように、こちらの北側にたしかブドウ園だったと思うんですが、農地があるんですが、特に問題はないというように思っていますので、お願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、議案番号58、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 中澤推進委員と先日現地を見ました。この右側のほうは、本当にもう山であります。こちら辺のところは結構雪が多く降るところで、雪も解けないということで、やはり自宅に入るのにちょっと狭いということでありまして、親の代から通路はもう許可が取れていると思っていたみたいですが、農地転用をしてないということで、このほど追認ではあります、道を広げて、その四角く囲ってあるところを追認で道路にしたいということでありまして、やむを得ないではないかと思えます。
以上です。

議長 59号一緒をお願いします。

塩原（至）農業委員 次のページでありますけれども、〇〇さんの件であります、この写真で、手前のほうに今、住んでいる住宅があります。しかし、それは本当にもう昭和の40何年で、本当に古くて、もういつ壊れてもおかしくはないという家ではありますが、周りも住宅地で囲まれておりまして、ここに農家住宅を建て、今、ネギだと思えますが、その辺は少し残して、家庭菜園をするということで、農機具等は今まで暮らしていた住宅のほうに置くということでありまして、やむを得ないではないかと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた柳澤委員、2件お願いします。

柳澤農業委員 58番のほうですが、この写真にありますように、低い石垣が右手のほうにあるんですが、このところも奥にある住宅のほうに入る道路というこ

とで、拡幅したいということで、これもやむを得ないというように思っております。

それから、59のほうは、周囲は住宅でして、住宅の中にこの農地がぽつんとあるというような感じですか。これも、今、塩原さんのお話がありましたように、農家住宅をここに建てるということですので、特に周囲に対する影響等もないと思いますし、やむを得ないというように思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、推進委員の皆様も含めまして、この案件に対しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、3件及び農地法第5条に関する案件、1件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第57号から59号及び66号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第60号から70号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました66号と、委員に関係する案件が含まれておりますので、69号を除く9件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事

それでは、議案書3ページをお願いします。
議案第60号、転用目的は農家分家です。
議案第61号、転用目的は農家分家住宅です。
議案第62号、転用目的は農家分家住宅です。
議案第63号、転用目的は農家分家住宅です。
議案第64号、転用目的は農家分家住宅です。
議案第65号、転用目的は駐車場、店舗兼住宅用地です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、次の2つの議案は関連がありますので、一括で説明いたします。議案第67号、68号、転用目的は資材置場です。

69号を飛ばしまして、議案第70号です。転用目的は敷地拡張です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく申し上げます。

- 議 長 それでは地元の委員の方から意見をお願いいたします。
まず、60号、神田でありますので、事務局。
- 保科主事 小林委員のほうから、現地確認をしてきたということで、確認の内容を
いただいております。
近隣は宅地化しており、やむを得ないものとして、また周辺農地への影響
もないと思うということでいただいておりますので、よろしくお願いま
す。
- 議 長 それでは、現地を見ていただいた倉科委員、お願いします。
- 倉科農業委員 現地のほうを確認させていただきましたけれども、現在の農地は不整形な
形でありまして、利用が少し難しいかなというように判断いたしましたの
で、今回の転用が行われたとしても、周辺への影響はないと思いますので、
やむを得ないと考えております。
- 議 長 それでは、議案番号61、島内にありますので、河野委員、お願いします。
- 河野農業委員 議案番号第61号、分家住宅ということで、写真で見ますと、手前のほう
に市道があって、向こう側というか、北側になりますが、そちらに県道が
通って、県道と市道に挟まれた敷地でございます。周辺は自分の農地でご
ざいますし、特に影響の出るところではございませんので、問題ないかと思
います。
以上です。
- 議 長 現地を見ていただいた倉科委員、お願いします。
- 倉科農業委員 河野委員のご説明のとおりだと思います。やむを得ない案件だと思います。
以上です。
- 議 長 それでは、62、河野委員、お願いします。
- 河野農業委員 62号、これは南側から北側を撮った写真でございますが、右側に道路、
市道が走っておりまして、右側の市道の東側は市街化区域で、開発されて、
既に宅地として埋まっております。市街化区域に隣接した農地ございま
す。農家分家の要件もそろっておりますし、周辺農地への影響も、自分の
農地でございますので、問題ないかと思います。
以上です。
- 議 長 倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 第3種農地ということで、原則許可という案件だと思いますけれども、先ほどご説明のとおりでございまして、周辺への農地への影響は少ないと思いますので、やむを得ない案件かと思えます。
以上です。

議長 河野委員、63号お願いします。

河野農業委員 63号、写真のほうですが、これは北側から撮った写真になりますが、手前側、北側ですね。北側のところに市道が通っておりまして、三角形のような農地になります。農地のほうは1筆全てではなく、分筆をして、手前のところに家を建て、南側のところには、農地を残すという案件でございまして。周辺への影響は軽微だと思います。やむを得ない案件だと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 写真に写っていませんけれども、手前側のほうが既に住宅が建っておりまして、こちらに連たんしていくような形の開発になりますので、写真の奥のほうの農地への影響は軽微だと考えられますので、やむを得ないと思えます。
以上です。

議長 議案番号64に移ります。島立でありますので、濱委員、お願いします。

濱農業委員 島立と和田のちょうど境です。丸くしてある南側のところはもう和田地籍になるところですが、それで写真を見ていただいて、奥のほうに2階建ての家がありますが、昔はこの通りしか家がなくて、残りは全部田んぼだったわけですが、現状では、もうぐるぐる家になってしまっていて、ここだけ農地が残っているという状況でございまして。養鶏場をやっていたところが建て売りで何軒か建たってしまったことと、右側の上のほうの電柱の横にも家が建たっているんですが、これも農家分家ということで1軒建たれて、住宅の真ん中に残った農地で、これは致し方ないかなというように思います。
以上です。

議長 それでは、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 濱委員ご説明のとおりですけれども、周辺住宅ということで、この現在の農地は、なかなか利用が難しいというような状態かと思えますので、今回の転用はやむを得ないと思えます。
以上です。

議長 それでは、議案番号65、神林でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 16ページのところに写真が載っているわけですがけれども、この右側、みやざわ商店という衣料店というのがあります、ここに店舗を構えるようになったのは40年前からこの状態ではありました。〇〇さんと〇〇さんとは親戚に当たっていて、しかも、その40年前に約束した方は、もう2人とも他界されているという内容であります。正規でいうと、40年前に申請を出して、許可を取るところでありましたけれども、それが取れてなかったということで、そのときに申請しておけば、許可が出た状態だと思われまますので、やむを得ない案件として処理をいただければと思います。

議長 それでは、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今、細かく塩原委員のほうからご説明あったとおりかと思えます。両者お互いに納得しているということでもありますので、追認案件ということで、やむを得ないと思えます。
以上です。

議長 それでは、66は既に終わりましたので、67、寿でありますので、河西委員、お願いします。

河西農業委員 67、68は続きの土地ですので、一体ですので、同時に説明させていただきます。
鉄鋼会社の資材置場で、鉄鋼等を置くという案件です。特に問題はないと思えます。農振のときから見てきましたけれども、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。
それでは、倉科委員、67、68、お願いします。

倉科農業委員 今、河西委員のほうからご説明があったとおりかと思えます。もう今の状況で、この場所、農地として利用することは少し難しいと思えますので、転用についてはやむを得ないと考えます。

議長 それでは、69、後ほどにしますので、70、梓川であります。倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回、〇〇〇〇さん所有の農地、1筆、85平米を〇〇〇〇〇さんが売買により宅地の敷地を拡張したいということで転用を行うものでございます。場所は南大妻という集落の集落センターの西南100メートルほどの集落内の一角になりまして、当該農地につきましては、宅地と道路、それから南側は農地があるんですけれども、そういった状態で囲まれた三角形の非

常に狭小な農地で、所有者の〇〇さんも長い間休耕されておりました、今回の転用で周辺に与える影響は少ないと思われまますので、今回の転用はやむを得ないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見た柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 今、お話がありましたように、三角形の不整形な場所で、この〇〇〇さんのお宅、写真が見えないんですけども、そのお宅の軒下に2か所くらいまきが積んであって、この場所もまき置場にしたいという、そういうお話のようでした、敷地を拡張してですね。そういう意味では、周りに与える影響もほとんどないと思いますし、やむを得ないというように思っています。

議長 続きまして、全体を通しまして質問、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、9件について、集約いたします。

農業委員の皆様へ伺います。議案第60号から70号のうち、66号と69号を除く案件について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、3ページの議案第69号のほうをお願いします。
議案第69号、一時転用です。転用目的は令和3年度県単砂防工事の資材置場です。

以上、こちらにつきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地を見ていただいた倉科委員にご意見を伺います。

倉科農業委員 写真が分かりづらいんですけれども、この左手側のほうに河川が走っておりまして、今回その工事を砂防工事で行うということでございまして、今示されている範囲がこの資材置場ということでございます。公共工事に必要な範囲の一時転用でございますので、やむを得ないものと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第69号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
丸山委員の入室を許可いたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第71号及び72号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、説明をさせていただきます。
議案書の6ページをお願いいたします。
議案第71号、島内にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案第72号、岡田にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、内容については議案書のとおりとなっております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、71番、河野委員、お願いします。

河野農業委員 場所は、梓橋の手前100メートルくらいの場所になりますが、旧国道の147号の北側になります。それぞれ現地確認した中で、全てきれいに耕作をされており、水田と、あとは畑という形になっておりますが、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議長 それでは、72号ですが、先ほど申し上げたとおりでありますので、事務局からお願いいたします。

藤井主任 中條委員のほうから現地確認のご意見を伺っておりますので、発表いたします。

岡田町〇〇ですが、しっかりと田んぼとして管理をされておりました。

岡田下岡田〇〇-〇、岡田下岡田〇〇〇-〇、岡田下岡田〇〇〇〇-〇は、いずれも畑としてしっかりと管理をされておりました。

岡田下岡田〇〇〇〇と岡田下岡田〇〇〇〇については、耕作は現状されていませんでしたが、草刈り等でしっかりと管理をされている様子が確認できましたので、問題ないと思えますとのことです。

以上です。

議長 全体を通しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第71号及び72号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからオついて一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書7ページ以降をお願いいたします。

これらにつきましては、書類等完備をされておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

合計のみ申し上げます。

7ページから8ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、9件、9ページから10ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、13件、11ページ、農地法第4条の規定による届出の件、5件、12ページから14ページ、農地法第5条の規定による届出の件、7件、15ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。
以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願ひいたします。
それでは、農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、このまま続けていきます。
その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
最初に、報告事項のア、令和4年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課から説明をお願ひいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 農政課、中村でございます。着座にて失礼いたします。

資料16ページをご覧ください。

令和4年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

まず、認定農業者制度の概要についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和4年4月1日から、2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することとなりました。

5年ごと、農業経営を県内で2つ以上の市町村で行う者については、長野県が随時認定を行っております。長野県が認定をした者については、年度末にまとめてお知らせする予定ですので、よろしくお願ひいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて、認定基準を定めております。数値については、資料の表をご覧ください。

審査方法については、原則年4回審査を行っております。第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定をするものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人3件、共同2件、組織2件の計7件、再認定が個人5件、共同1件、組織3件の

計 9 件、変更が組織 2 件です。以上 18 件について、全件承認されたこと
をご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでご承知おきを願
いいたします。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といた
します。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料の 18 ページ、19 ページをご覧ください。

まず、18 ページは 6 月の出来事になります。

6 月 17 日でございますけれども、一般社団法人長野県農業会議の第 7 回
通常総会がありまして、会長が代表出席されております。

その後、臨時理事会が開かれまして、田中会長が県農業会議の副会長に選
出されております。任期は 2 年間ということになっておりますので、皆様、
ご承知おき願います。

6 月 21 日でございますが、西部ブロック活動ということで、トウモロコ
シの播種を行ってございます。今回は奈川小学校の児童と一緒に、新聞に
も紹介されたところですが、トウモロコシを栽培するというようなブロッ
ク活動の取組になってございます。

本日につきましては、これから総会が終わった後、専門委員会をそれぞれ
開催ということになってございます。

19 ページに移りまして、7 月の予定でございます。

明日は役員会ということで、連日になりますが、役員の皆様、よろしくお
願いいたします。

7 月 8 日ですが、今井地区では J A 青年部と合同で農地パトロールをやる
ということが例年の行事となっております、この日に実施ということで
ございます。

7 月 22 日でございますが、農地転用の現地調査ですが、先ほど二村委員
のほうからちょっと都合が悪いというお話がありまして、上條委員も本日
欠席でございますので、事務局のほうで再調整をさせていただきます。

7 月 29 日、来月の総会は、松南地区公民館、なんなん広場でございま
すが、そちらの大会議室ということになりますので、お間違えのないよう
お願いいたします。推進委員の皆様にも来ていただきまして、最適化活動

等について、話し合っていたく予定としております。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明がありましたが、これにつきまして発言のある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供のところではありますが、担当の戸谷課長補佐が本日欠席ですので、事務局から案内をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 本日お配りしました県の松本農業農村支援センターの資料をご覧ください。
一番最初のページに書いてございますが、用水の状況ということでご案内があります。
梓川水系の用水の状況でございますが、上流のダム、十分貯水量があるということでございました。今年雨不足、空梅雨ということで雨不足が心配されているところですが、今のところ大丈夫だということでございます。
その次は、気象表ということでございます。
また、主要作物の生育状況、さらには4ページ以降は熱中症に対する注意喚起といった資料になってございます。こちらについてはご覧ください。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農業委員会だより93号が発行されましたので、情報・研修委員会の河西副委員長から編集報告をお願いいたします。

河西情報・研修副委員長 今回のこの7月号から、委員が改選されて、抜本的な紙面の見直し、話合いを行って、初めての発行になります。といっても、大枠の構成は特に変わってないです。何が変わったかということ、委員さん個人が紙面のページに担当として関わるという体制にちょっと変わりました。なので、それぞれの記事に委員さんの個性が表れているんじゃないかと思えます。ぜひ目を通してみてください。
何かあと農業委員会だより、こうしたほうがいいとかありましたら、随時情報をお寄せください。
以上になります。

議 長

ありがとうございました。

それでは、それぞれの委員が責任持ってやっておりますので、その方たちにまた情報等つなぎながら、お願いしたいと思います。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

私のほうから数点お伝えいたします。

まずは、同封した議案資料の中に松本市農林業功労表彰者の推薦についてという文書があったかと思います。こちらは農政課のほうから依頼された文書でございますけれども、農林業振興功労者表彰、農村女性活動奨励者表彰、農林業団体表彰、あと農林業後継者表彰というふうな内容になってございます。それぞれ該当される方がいるようでしたら、積極的に推薦していただきたいという内容でございます。

提出期限は8月15日となっております。

それから、2点目ですが、松本市の職員録という冊子、皆さん就任された当初、こちらでお配りしまして、皆さんにお渡ししたかと存じます。このたびペーパーレスということで、かなり紙、1センチ近くの冊子になるもんで、市の職員の個人名とその職員がどの部署に所属しているかというような、そういう名簿ですが、このたびこちらについては今回から配らない形にさせていただきます。

ただし、必要があれば、事務局にお申出いただければ、PDFファイルでお渡しできますので、そのような対応をお願いいたします。

3点目ですが、ブロック会議を開催していきたいということでございまして、本日、ブロック長様に地区担当職員からつないでいただいておりますが、北東部ブロック、それから西部ブロックについては、7月下旬に開催したいと。それから、南部ブロック、河西部ブロックにつきましては、8月上旬に開催していきたいということで、担当職員と相談をいただきながら、あるいはブロック内の委員と相談をいただきながら、日程調整を図っていただければと思います。

内容につきましては、これから夏に農地パトロールの集大成として利用状況調査を実施していただくわけですが、その進め方について、あと必要に応じてブロック活動の推進についてもご協議いただければと考えております。

いずれにしましても、7月11日までに事務局のほうに日程調整の結果をお知らせいただければと思います。

細々とした事務は、事務局のほうにお任せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、4点目ですが、農業委員の皆様、これから情報・研修委員会、それから農業振興委員会、この後行いますが、情報・研修委員会は農業委員会室のほうで行いますので、情報・研修委員の皆様はご移動をお願いいたします。

駐車券をその箱の中に入れておられる方あるかと思いますが、駐車券処理は近くのところで処理しますので、農業委員会室に移動する際は、お手数ですが、駐車券を持って移動していただければと思います。

農業振興委員の皆様はそのまま結構です。

そんなことで、4点ほどおつなぎいたしました。

議長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何かご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

橋本委員。

橋本農業委員 すみません。委員の活動ですが、10回、5回やれとかいって言われていますが、この活動について、車を使ったりして、その車の使用ということについて、今、燃料も200円近くなっているんですが、それについて、キロ当たりどのくらい出ていますか。差し支えなければ教えてもらいたい。

板花局長補佐 ちょっと今すぐお答えできませんので、調べましてご連絡いたします。電話でちょっと今聞いて。

橋本農業委員 はい、お願いします。

議長 それ、補佐、あれですよね。日報が、あそこのキロ数というところへ出た数値をそのまま使うということですから、それぞれ落ちのないようにしていただきたいということです。

今調べています。

ほかにどなたか。

[質問、意見なし]

板花局長補佐 よろしいですか。

議長 はい。

板花局長補佐 今のご質問ですけれども、1回4キロ以上の活動から出るということですので、1回のつまり車の使用したのが4キロ以上の活動から出る。それから、1キロで37円出ていると。それで計算して出していますんで、しっかり活動記録に書いていただく、そんなことでお願いいたします。

議長 すみません、こういったことで、これは決まった金額だそうですので、金額はそれぞれ気に入らないところはあると思いますが、ただ、なるべく4キロ以上飛んでもらう。4キロ以上、限りなく採算に合えば飛んでもらうということくらいですね、言えることは。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

以上、退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 22番

三 村 晴 夫

議事録署名人 25番

林 昌 美